

第14回 焼津市自治基本条例を考える市民会議・記録

平成24年11月18日(日) 13:00～16:00

(焼津市役所 6階603号室)

1. はじめに

○開会あいさつ

事務局：今日、市長選が告示された。今、自治基本条例を検討しているが、自治にとって選挙というのは大切なシステムの一つである。自治基本条例に関わっている皆さんには、選挙とは何かということも改めて考えていただき、投票に行っていたり、周辺の方々にも重要な権利を行使していただけるようお願いしたい。

- ・条例の検討については、先月、集約の方向性について検討した。今回から本格的な作業に入っていただくということで、さらに皆さんの力を発揮していただきたい。

○前回の振り返り、今回の進め方

事務局：前回は松下先生にもご参加いただき、各グループでPIについて振り返り、全体で共有した上で、今後の進め方について検討いただいた。松下先生からは、これからは市民一人ひとりが力を出していかなければいけないので、市民が動けるような内容を、皆さんがPIで実感したことを含めて書いていけばいいのではないかとというアドバイスをいただいた。今、身近にある課題は市民が一番わかっているのだから、市民が使えるような内容を書いていく。課題があるということは、市民にとってチャンスだという前向きにとらえていこうと話もあった。

- ・続いて、お試し検討ということで、「はじめの一步案」をベースに、重要なキーワードなどを書き出し、整理し、全体で共有した。
- ・前回の後、相模女子大学の学園祭があり、焼津のPRや松下先生やゼミ生との交流なども兼ねて、数名の委員さんとともに参加してきた。
- ・前回、市民案検討の有志作業グループについて話し合っていたいただき、お名前を挙げていただいた。8名お名前が上がったうち、ご多忙な1名の方を除き、7名の委員さんに快くお受けいただいた。今後は、このグループの作業したものについて全体で検討するような進め方になると思う。
- ・本日の進め方は、まず、「焼津市の自治会について」というミニ講座を行う。続いて、今日はかなり作業が多くなると思う。事前にお送りしたPIの記録集と追加資料をもとに作業を進めたい。
- ・次回の市民会議を予定していた12月16日が衆議院議員選挙になった。代替りの日程がなかなかとれないため、全体の会議はお休みとし、作業グループの方には2回ほど集まっていただき、来年1月の市民会議で検討してはどうかと考えている。(委員、了承)

2. ミニ講座「焼津市の自治会について」

(1) ミニ講座「焼津市の自治会について」

事務局：企画調整課の所管で行政改革の審議会がある。その今年度の検討テーマに自治会のあり方というのがある。まだ始まったばかりだが。

- ・自治会とは何か？ということでは、法律上の定義はない。一般的には「地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で、住みよくするために結成された任意の団体でありコミュニティづくりの中心的な担い手」と理解されている。
- ・自治会の主な活動は、「ア 自主防災活動」、「イ 防犯活動」、「ウ 環境衛生事業」、「エ 福祉

- 推進事業」、「オ 交通安全事業」、「カ 体育振興事業」、「キ その他」として集会場施設の維持管理及び運営、会員相互の連絡などがある。これらを見ると、役所の仕事ではないか？と思われるものもある。しかし元々は、住民自らがやっていたことなのだと思う。
- ・焼津市の自治会の現状について、まず、組織は、最小単位として3,234の「組」があり、その上に283の「町内会」があり、「自治会」が38（焼津地区23、大井川地区15）ある。さらに「自治会連合会」が自治会を統括するような形である。
 - ・自治会の加入率は、平成14年度に95.1%だったのが、平成24年度には90.4%まで下がっている。ちなみに静岡県内では、自治会加入率80%以上の自治会が85.4%なので、焼津市の90.4%というのは高い方といえる。
 - ・自治会と市の関係では、「自治協力員」という制度がある。市政の円滑な運営を期すため、各自治会1名の自治協力員を置き、市長が委嘱している。任期は1年。平成24年度は自治会長38名を委嘱ということで、自治会とは別の制度だが、実質的には自治会長が兼任している。自治会連合会の定例会と同じ日に自治協力員会を開催し、行政からの依頼・報告を行っている。
 - ・自治会関係では、市からの補助事業がたくさんある。一番大きいのは「焼津市自治会振興事業」で、地域の振興を図るために自治会活動全体について補助を行っている。他には、交通安全や防犯灯の設置・維持管理、集会所の整備などへの補助事業がある。
 - ・総務課がまとめた自治会の課題については、自治会の規模の格差が担当課の認識としてある。最大で約3,600世帯、最少が約80世帯で、同じことをやるのは無理があるのではないかとのこと。全体的には、大井川の方が比較的世帯数の規模が小さい。平均すると、焼津地区は1,763世帯、大井川地区は433世帯と、4倍弱くらい違う。小規模な自治会では、自治会役員や各種委員の選出や、行事に参加する住民の負担が大きいという課題が認識されている。
 - ・一方、焼津市行政改革推進審議会での論点を見ると、自治会のあるべき姿として、「協働社会、安全・安心社会の、一方の主体としての、真に地域住民のためになる主体的自治会」という考えが出されている。
 - ・審議会では、他にも多くの問題を整理していて、合併後の焼津・大井川の一体感ができていないこと、防災対策や高齢化対応のために役立つ規模・機能が必要、役員のなり手不足の問題がある、自治会以外の宛て職で過度の負担がかかっている、組織率の低下、活動が地域により大きく異なる、自主的組織でありながら行政の下請化している、地域により情報の伝わり方が違う、見直し・改善が行われずに先送りのになっている、など。
 - ・こうした問題の解決のために、まず、(1)自治会のあるべき使命・機能を整理する。(2)(3)防災や高齢社会にふさわしい自治会の組織・体制・世帯規模を考える。(4)自治会の事業について再整理する。(5)自治会役員の再検討として、①役員の選出方法（牧之原市では選挙で選んでいる地域もあるという）や②任期、③会議のあり方、④あて職などについて検討している。自治会の構成員の再検討では、①「組」の構成、②アパートやマンション住民の対応。(6)(7)行政と自治会との関係や協働のあり方。(8)自治会活動への参加率向上のためにどうしていくかといったことが論点として挙げられている。

(2) 今回のテーマについて関係者より補足など

委員：16年間、自治会にどっぷり入っているので、今の説明には特に違和感はない。後半の課題については、私自身もそう思っているところがある。

委員：少し視点が違う。テーマを決めて議論するところが欠けていると思う。焼津のまちをどう

するか、防災や交通安全など、もう少し掘り下げてやっていく必要があると思う。今回やっている自治基本条例とも重なるところがあると思う。まだそこまで検討が進んでいないが、自治会が行政の下請ではないかというのは、その通りかなと思うところもある。そうではなく、自分達で自分達の地域をどうしたら良くなるかを考えていかなければいけないと思うので、そういう方向にもっていきたい。

委員：元自治会長。合併の時に退任したが、連合会では合併後のシミュレーションをしていた。先程挙げられた課題は、その通りだと思う。テーマ別の検討については、連合会にテーマ毎の作業部会を設けて、自治会長のグループと行政が協働して充実させていってはどうかと当時考えていた。

事務局：今日は、自治会についてこういう論点があるという話をさせていただいた。今後、自治基本条例の中で、自治会やコミュニティを位置付ける上での参考にしていただければと思う。また、現在、自治会長の中でも改革の動きがあるという話も聞いているので、そういったことも今後の検討に活かしていただきたい。

今井：次のミニ講座としては、合併前の大井川町が自治基本条例にあたる条例として「大井川町地域参加のまちづくり条例」を制定していた。その事実、歴史を大事にするという意味でも、この条例について学んでおきたい。来年1月にやることとしたい。

3. PI意見集をみんなで読み、市民案にできるだけ活かす

(1) 今日の検討作業の進め方について説明（ファシリテーター）

今井：今回の条例づくりでは、PI活動ということで、グループに分かれて様々な市民の皆さんと出会い、「自治基本条例とは？」ということの説明や意見交換、アンケートなどを行ってきた。先日お送りした「PI意見集」は、今回の条例づくりにとって貴重な財産だ。

- ・これまでも各地の自治基本条例に関わってきて、PI活動のようなことをやってきているが、成果の活かし方が実は難しい。今回は工夫というよりは正攻法になるが、みんなで意見を全部読んでみて、大事だと思う意見を一人ひとりチェックして、全員の結果を重ね合わせてみると、次の段階の検討につながっていくのではないかと考えている。そのため、今日は作業が多くなるので、今までとは雰囲気が違うと思うが、みんなで進めていきたい。
- ・(作業の進め方について説明)

(2) 「PI意見集」を今後活かすための検討作業

ステップ①：2050のPI意見をざっと読み、取り上げたい意見に○印をつける

ステップ②：「PI意見集・チェックシート」をばらして分担して○印の数を集計

ステップ③：集計結果と「特に重要な意見」をもとに、市民案の作成方針について話し合う

今井：みんなで全部の意見を読み、それぞれの目から見た気になる意見、大事な意見を分担して集計するという作業を行った。今後の市民案のまとめにむけて、今日の結果を有志作業グループに渡し、十分尊重しながら案をつくっていただき、皆さんに経過報告をした上で、来年1月の全体会議で検討することとしたい。

事務局：ざっと集計状況を見ると、全体にばらけている印象がある。5人以上共通して印がついている意見は比較的少ない。例えば、72番（少子高齢化）が8人、79番（子育て）が8人、88番（権利と義務の精神）が6人、143番（お年寄りがゆっくりできる場所）、165番（歴史・文化の尊重）が9人、354番（高齢者の生きがい）が6人、394番（日本一健康なまち）、442番（地域で子育て）が6人、1698番（焼津市をもっと良くしようという意識）

が7人など。

今井:「重要意見カード」についても、けっこうチェックした意見が違っていた。色んな目から見ると、目の付けどころが違うことが改めて分かった。いくつか4人以上が書き出した意見があった。88番(権利と義務の精神)が4人、165番(歴史・文化の尊重)が5人、200番(地場産業の活性化)が4人など。前の方の意見に偏っていたかという、そういうことではなく、1800番以降の意見も多く書き出してあったので、皆さん、全体をしっかりお読みになっていたと思う。

- ・皆さんの多くの目で見たので、大事な意見はだいたいもれなく拾い出せたのではないと思う。今日の結果を見やすく整理し、今後の検討に活かせるようにしていきたい。

4. おわりに

事務局:一つご相談がある。庁内にも副市長を筆頭とする検討委員会が今月末にある。そこでは今後の見通しについて問われることになると思う。今のところ、来年3月いっぱいまでに市長に出して終わりということになっているが、それについて皆さんのご意見をうかがって報告したいと思っている。

委員:PI活動の時に来年3月までに案をつくるという話をしている。ただ、意見集を読んでも、自分の意見を反映したいという声はずいぶん出ている。条例ができた時に実効性を高めるには、そのへんの満足度を上げる必要があると思う。3月までに出来上がるかといえ、もう少し時間の余裕が欲しいと思う。一つ懸念するのは、ある自治体で自治基本条例をつくって、ある程度できたにも関わらず、首長が代わったら白紙撤回になったという例を知っている。そうなると、今までは何だったのか?ということになってしまうので、そのへんの担保はきっちりしておいて欲しい。

事務局:今の意見は、もう少しスケジュールを延ばしても、ということもあると思う。元々、皆さんの任期の終わりの期日はない。来年3月に市長に出して終わりということではあったが、それが延びると皆さんのご負担等が増えるので、皆さんのご意見を聞きたい。

委員:今日、作業をやって、有志検討グループでたたき台をつくる作業をするとすると、相当の負荷がある。そしてさらに市民会議で検討して、3月に出すということでは、市民への浸透が足りないので、PRをきっちりやっておいた方がいいと思う。延長はやむを得ないのではないか。

委員:乗りかかった船でもあり、やっていてだんだん楽しくなっている。市民の皆さんと接してPI活動を行い、色んな意見を吸い上げ、練って行って、フィードバックしていかないと、最初のPI活動の意味はなんだったか?ということになるし、市民にも悪い。もう少し時間をかけたいという気持ち。皆さん、もうちょっとがんばりませんか?と言いたい。もう一つ、懸念しているのは、市長選による行政の継続性。そのへんは事務局にがんばっていただくしかないが、私達も熱意があり、もうちょっとがんばりたいという熱意があれば、後押しになるのではないか。

事務局:お三方、焦って変な形になるよりは、ということだと思う。検討のための時間というよりは、市民ともっと対話しながらやった方がいいのではないかという意見だと思う。皆さん、もしご異議がなければ、50年、100年先を考える条例なので、できれば焦らずにいてねいに、時間無制限ということではないが、やっていきたいと思う。皆さんがいいということであれば、市民会議の総意として庁内に報告したい。

委員:要望事項を2つだけ。期限をどこかで切らないと、ズルズルと行ってしまい、いつまでたってもまとめられないので、来年9月なり、再来年3月なりとしてもらいたい。もう一つ

は、行政関係の委員などもやってきたが、事務局職員が人事異動でいなくなると継続性が失われてしまったことがある。今の事務局スタッフには、延ばす限りはいてもらいたい。

事務局：期限は無制限ではない。半年なり1年という期間になると思うが、庁内会議に諮った上で、皆さんにご報告したい。事務局体制についても、できるだけ意に沿うようにできればと思う。

- ・12月議会が11月29日から始まる。今後の検討のためにも、議会の傍聴に来ていただきたい。12月11日、12日の一般質問が良いと思う。

事務局：(事務連絡・閉会)